

再エネのワイズユース～エネルギー自治に向けて

2025年1月23日

北海道環境パートナーシップオフィス (EPO北海道)

久保田 学 kubota@heco-spc.or.jp

環境パートナーシップオフィス (EPO) とは？

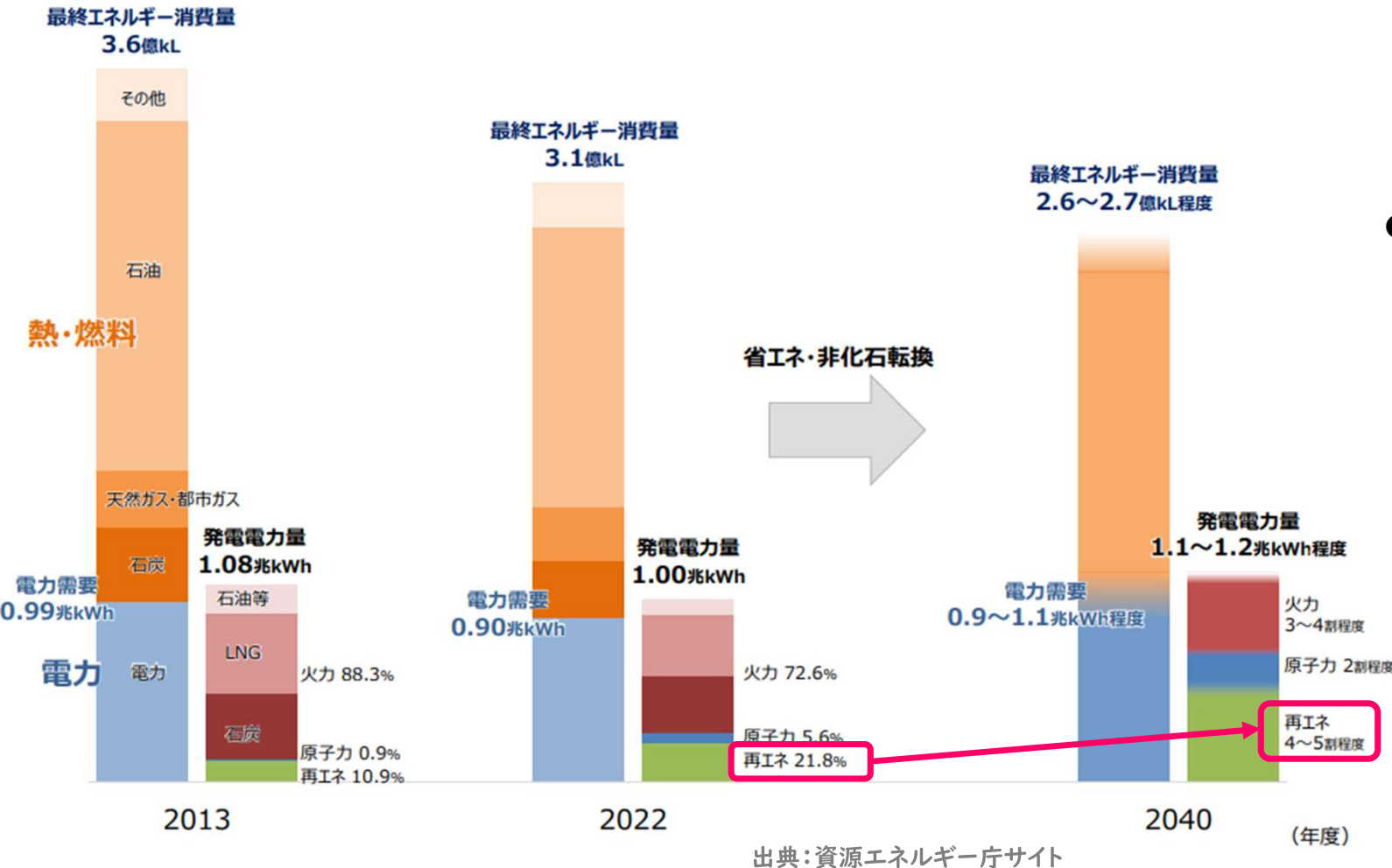
- ✓ 環境省が設置する環境教育やローカルSDGsの推進拠点
- ✓ 東京+8地方で、環境省の地方事務所と各地の非営利団体が共同運営
- ✓ EPO北海道 (2006年～環境省北海道事務所×北海道環境財団)
- ✓ 2016年～文部科学省・環境省が共同設置した「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の支援センターを兼ねる

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



再エネ施設はまだ増える

第七次エネルギー基本計画(原案) ※1月26日までパブコメ中



● 再エネ電源比目標

第6次 2030年 36~38%

第7次(案) 2040年 4~5割程度

(参考) 北海道 2023年実績 40.5%

● 温室効果ガス削減目標

2030年 46%削減(2013年比)
(家庭-66%, 業務-51%, 運輸-35%)

環境省・経済産業省案(1990年比)
2035年 -60%, 2040年 -73%

(参考) EU案(2024)
2040年 -90%(1990年比)

● 北海道への期待

再エネ導入ポテンシャル(全国比)

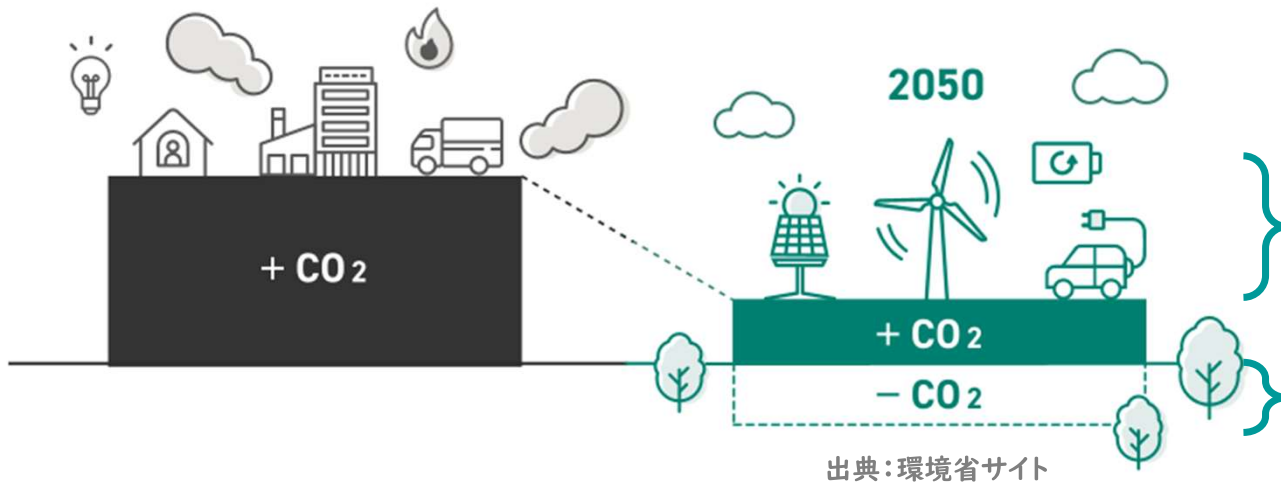
太陽光: 23%

陸上風力: 50%, 洋上風力 30%

GX金融・資産運用特区

日本の再エネ供給基地, アジア・世界の
金融センターをめざす

「ゼロカーボン」=再エネ ではない



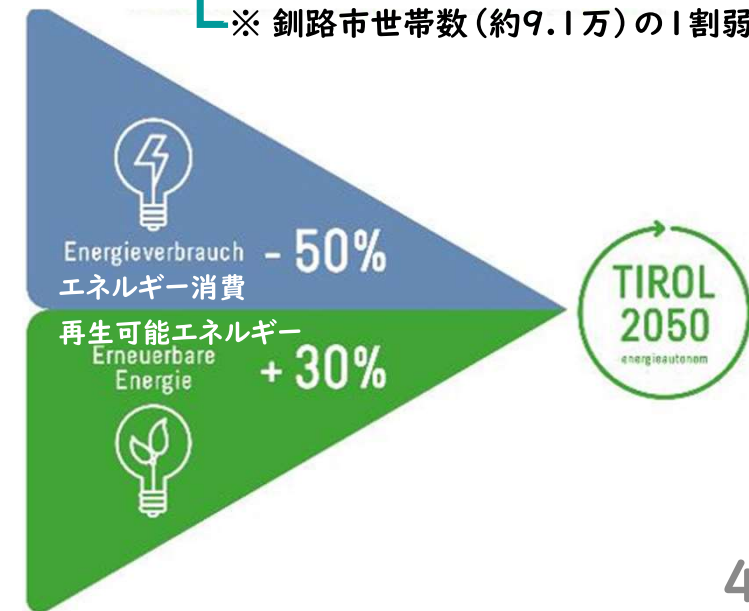
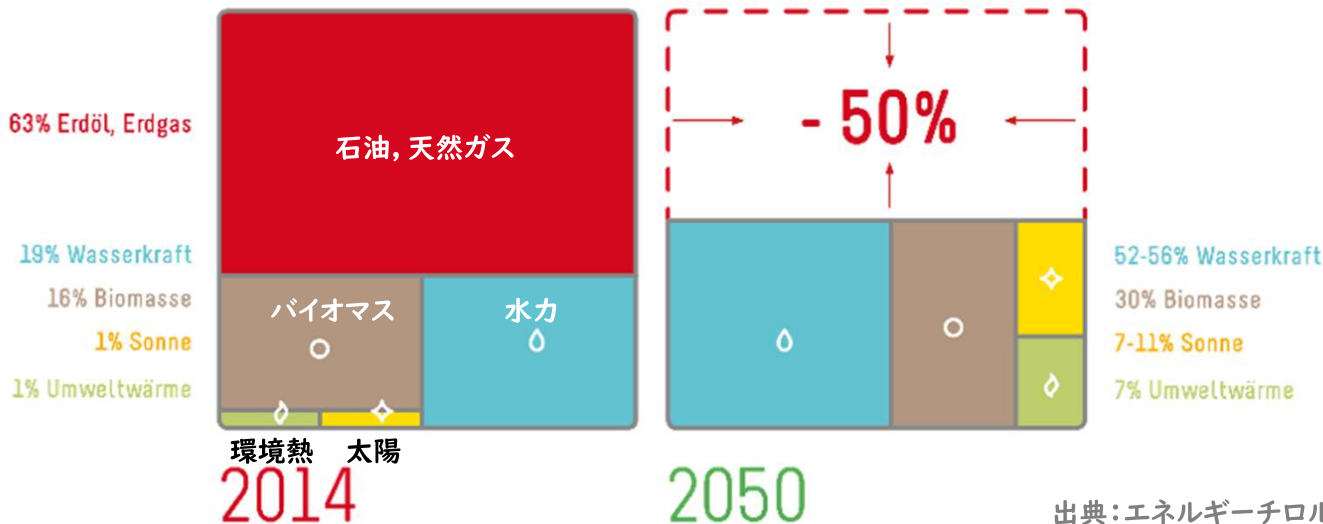
エネルギー消費減

再エネによる代替

吸収

釧路湿原は年間4.5万tCO₂
(8600世帯分)を吸収している

※ 釧路市世帯数(約9.1万)の1割弱



再エネはだれのもの？

石油・石炭・天然ガス

1. 資源が偏在
2. 枯渇する
3. 燃焼でCO₂排出

枯渇するまでは産出地に富をもたらす(相場が輸入国を直撃)

再生可能エネルギー

1. どこにでも一定量存在する
2. 枯渇しない(太陽光・風力は無尽蔵)
3. CO₂を出さない(気候保全への責任)

その土地に帰属し、将来にわたって享受できる自然資本(ストック)・生態系サービス(フロー)

- ✓ 安全・安心・安価なエネルギーを供給する再エネ開発・政策が市民の望み
- ✓ 湿原と同様に、地域としての「ワイズユース」を考えるべきでは？

再エネ開発が地域で受容される条件

- ✓ 手続的な正当性
- ✓ 分配的な正当性
- ✓ 信頼

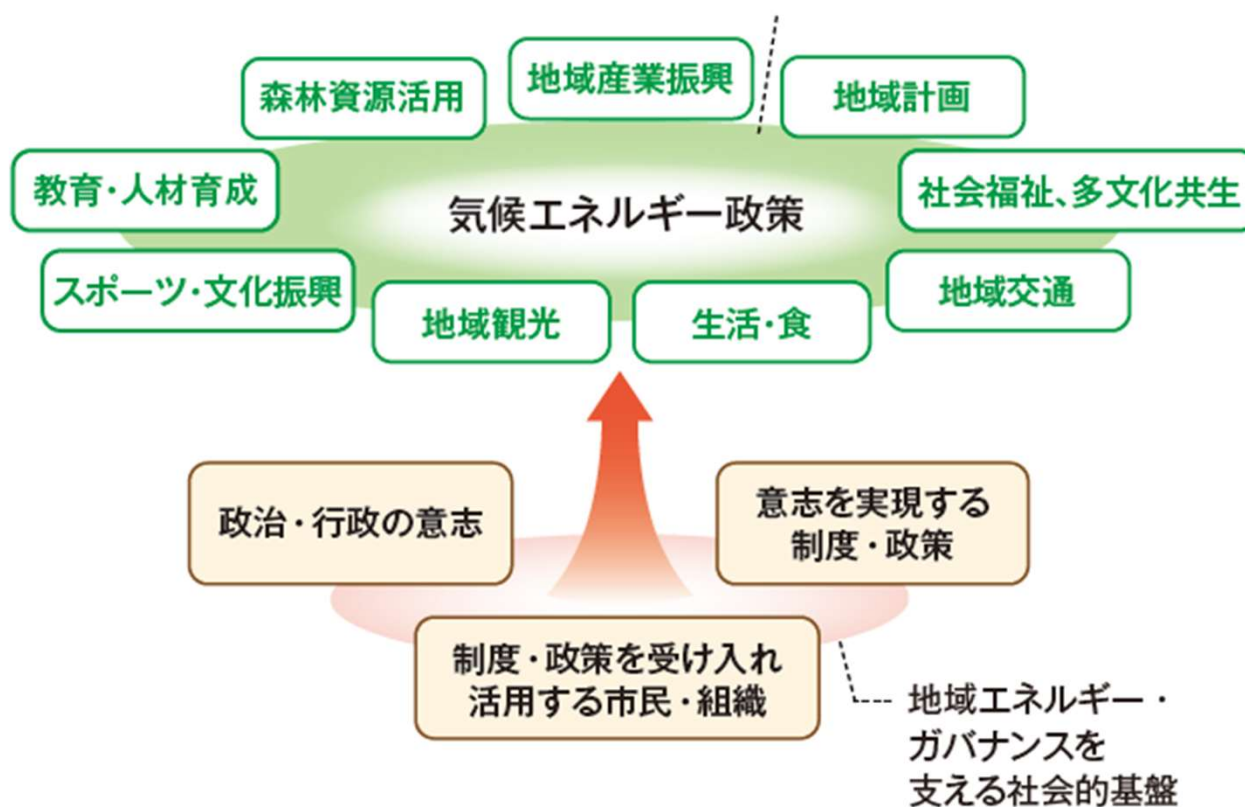
コミュニティパワーの3原則

- ✓ 地域の利害関係者がプロジェクトの大半もしくはすべてを所有している
- ✓ プロジェクトの意思決定はコミュニティに基礎をおく組織によっておこなわれる
- ✓ 社会的・経済的便益の多数もしくはすべては地域に分配される

世界風力エネルギー協会(2011)

「地域エネルギー・ガバナンス」という考え方

社会的基盤をベースに、
相互に関連しつつ取り組まれる社会課題



ここに挙げた社会課題は一部に過ぎず、地域エネルギーガバナンスはその地域社会のあらゆる営みを包含する

出典：的場信敬(2021)巻頭言 オーストリアの先進性に学ぶ,BIOCITY 87号

地域循環共生圏 = 自立・分散型の持続可能な社会

地域の主体性:オーナーシップ 地域内外との協働:パートナーシップ 環境・社会・経済課題の同時解決

自立した地域

自ら課題を解決し続け、
地域づくりを持続できる地域

地域資源の持続的活用による
ローカルSDGs事業の創出

事業を生み出し続ける
地域プラットフォーム

分散型ネットワーク

人・モノ・資金の循環

- ・食料、水、木材、再生可能エネルギー
(自然資源、生態系サービス)
- ・関係・交流人口、技術の提供・支援
- ・地域産品の消費、エコツーリズムへの参加
- ・クラウドファンディング、企業版ふるさと納税 など

自立した地域

自立した地域

社会・経済を支える森・里・川・海 = 豊かな自然環境

地域循環共生圏を実現することで目指す地域の姿



脱炭素×〇〇で、産業をつくり、
地域を元気に、暮らしを豊かに。

※ながはまゼロカーボンビジョン2050におけるZERO CARBON DREAM MAP にエネシフ湖北が追記して作成

製炭による、捨てない経済循環と働きやすいシステムづくり (地域価値協創システム)

事例



北海道オホーツク地域で活動する地域価値協創システムは、多様な人々が安心して働き暮らせる、分散型の自然共生社会を実現するため、連携した社会福祉NPOが核となり、地元の廃棄農作物や間伐材などの未利用資源を活用した製炭事業に取り組んでいます。作業には障がい者を雇用し、できあがったバイオ炭は農地にすき込んで土壌改良と炭素固定を図るなど、農業、環境、福祉の関係者がネットワークを形成しながら協働して取り組んでいます。さらに「SDGs実践セミナー」や「地域価値エコシステムセミナー」を開催して情報を発信し、地域循環共生圏づくりの輪を広げています。このように、今まで形成してきたネットワークを活用して金融機関、高校、商工会議所、行政といった多様な方を巻き込みながら、社会福祉と環境保全が融合した新たな地方創生ビジネスモデルで活動人口を増やすと共に、地域経済の活性化を目指しています。

製炭炉での製炭作業風景



資料：地域価値協創システム

廃棄野菜を炭化させたもの (=バイオ炭)



資料：地域価値協創システム

オーストリアのエネルギー自立地域・元気な自治体の共通戦略

⑦ 優れたデザインの超エコ建築



① 中心街の高密度化・集住化



② 村のスーパーの維持



⑥ クルマ依存脱却（公共交通維持）



- 地域の存続
- 良質な生活
- 美しく活気ある村

③ 中心街の公共建築の多機能化



⑤ エネルギー施設整備



投資



④ 公共建築による住民活動支援

住民・事業者の共通利益の最適化

徹底した住民参加・合意形成

支持

支持

詳しくは書籍をご覧ください



昭和堂 (2021年3月)



ブックエンド (2021年7月)

地域環境権条例（長野県飯田市）

飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例（2013年）

地域環境権条例を制定した考え方

持続可能なまちづくりの手段としての「エネルギー自治」

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の創設

大企業による地方へのメガソーラー進出

事業から上がる収益を、「住民自治」に活用できないか？
(大資本ばかりが、地域の資源を活用しているのか？)

再エネ資源の本質について考える

再生可能エネルギーを生み出す資源は、
地域の人や土地と密接な関わりがあるもの

再エネと住民自治を繋げる(分権型エネルギー自治)

再生可能エネルギーから生ずる利益を
地域住民が主体となって、地域のために活用していく

実効性のある事業を行うために

* 資金確保、リスク管理、収益の活用方法(地域活性化)など、
地域住民の皆さんの主体的な判断(共同決定)が必要

目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進

- ⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度(FIT)を、市民が公益的に利活用できる制度を構築
- ⇒ 再エネ資源の活用と、「市民」「公共的団体」「行政」の関係性と役割を明確化

地域環境権 再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、市民はその収益を財源に自らの手で地域づくりをしていく権利がある。

市内で活動する公共的団体が、再エネ事業を通じて行う地域づくり事業を「地域公共再生可能エネルギー事業」に位置付けて、飯田市が、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援

信州屋根ソーラーポテンシャルマップ（長野県）

信州屋根ソーラーポテンシャルマップ

[トップページへ戻る](#)

①住所を入力して検索する
(例：長野市南長野幅下692-2)

レイヤ表示

太陽光発電はここをクリック

太陽熱利用はここをクリック

透過度

1/1875 | 1/3750 | 1/7500 | 1/15000 | 1/30000



生物多様性国家戦略2023-2030 (抜粋)

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

(2) 自然を活かした課題の統合的解決

② 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化

- ・ 自然の恵みの持続的な享受と気候変動緩和策のトレードオフを回避・最小化し、両立させるため、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による生物多様性への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す。

【状態目標】

2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている

【行動目標】

- 2-3 気候変動緩和・適応吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進めるにも貢献する自然再生を推進するとともに、
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

北海道生物多様性保全計画（2024年11月）（抜粋）

行動計画編

II 圏域・生態系別の取組方針

I 圏域別（4）道東地域

道東圏域は、寒冷な気候であり、また十勝平野や根釧台地のような平坦地も多いことから多数の湿原・湖沼が位置していますが、エゾシカの生息密度が道内では比較的高く、植生等への影響が懸念されています。また、平坦地は太陽光発電設備の設置にも適していることから、湿原に隣接した地域への設置などによる生態系への影響が懸念されています。このため、エゾシカの個体数を適正な水準に管理するほか、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、設置個所の自然環境への影響を慎重に検討することにより、生物多様性への影響を最小化する必要があります。

（後略）

<参考> 道内では、黒松内町（2012年）、礼文町（2012年）、札幌市（2013年）、帯広市（2020年）、石狩市（2024年11月）が生物多様性基本法に基づく地域戦略を策定済み

「ゼロカーボンパーク」～ワイズユースのシンボルに!

- 国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリア(全国20か所)
- 電気自動車等の活用、施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを実現していく
- 国立公園を脱炭素のショーケースとし、訪れる国内外の人たちに脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験していただく

大雪山国立公園(白銀・十勝岳)-美瑛町

- ① 公共施設や宿泊施設等の再エネ活用や省エネ設備の導入
- ② 排気ガスを出さないゼロ・エミッションモビリティの普及
- ③ ペットボトルの適切な廃棄対策

支笏洞爺国立公園(支笏湖)-千歳市

- ① 大部分の電力が水力発電でまかなわれている地域のブランド化
- ② 利用拠点における電気自転車の貸し出しやEV(電気自動車)充電設備の設置など二次交通の脱炭素化
- ③ ゴミ拾いダイビングやカヌーなど環境配慮型アクティビティの推進
- ④ ゼロカーボンパークの取組の道標となる「支笏湖スタイル」を設定し、認定基準や認定マークの創出
- ⑤ プラスチックごみの削減
- ⑥ 環境配慮材料を活用したイベント開催などの持続可能な観光地づくり

釧路湿原国立公園(釧路市)-釧路市

- ① 吸収源としての湿原および森林の保全・再生推進
- ② リサイクルを通じた脱炭素社会の推進
- ③ サステナブルな観光地の推進
- ④ COOL CHOICEを旗印とした取組の普及啓発

知床国立公園-羅臼町、斜里町

- ① CO2の吸収源 森林の保全・再生
- ② 海の森 ブルーカーボン
- ③ 脱炭素に向けた再エネ・省エネの導入
- ④ サステナブルな観光地の推進

阿寒摩周国立公園

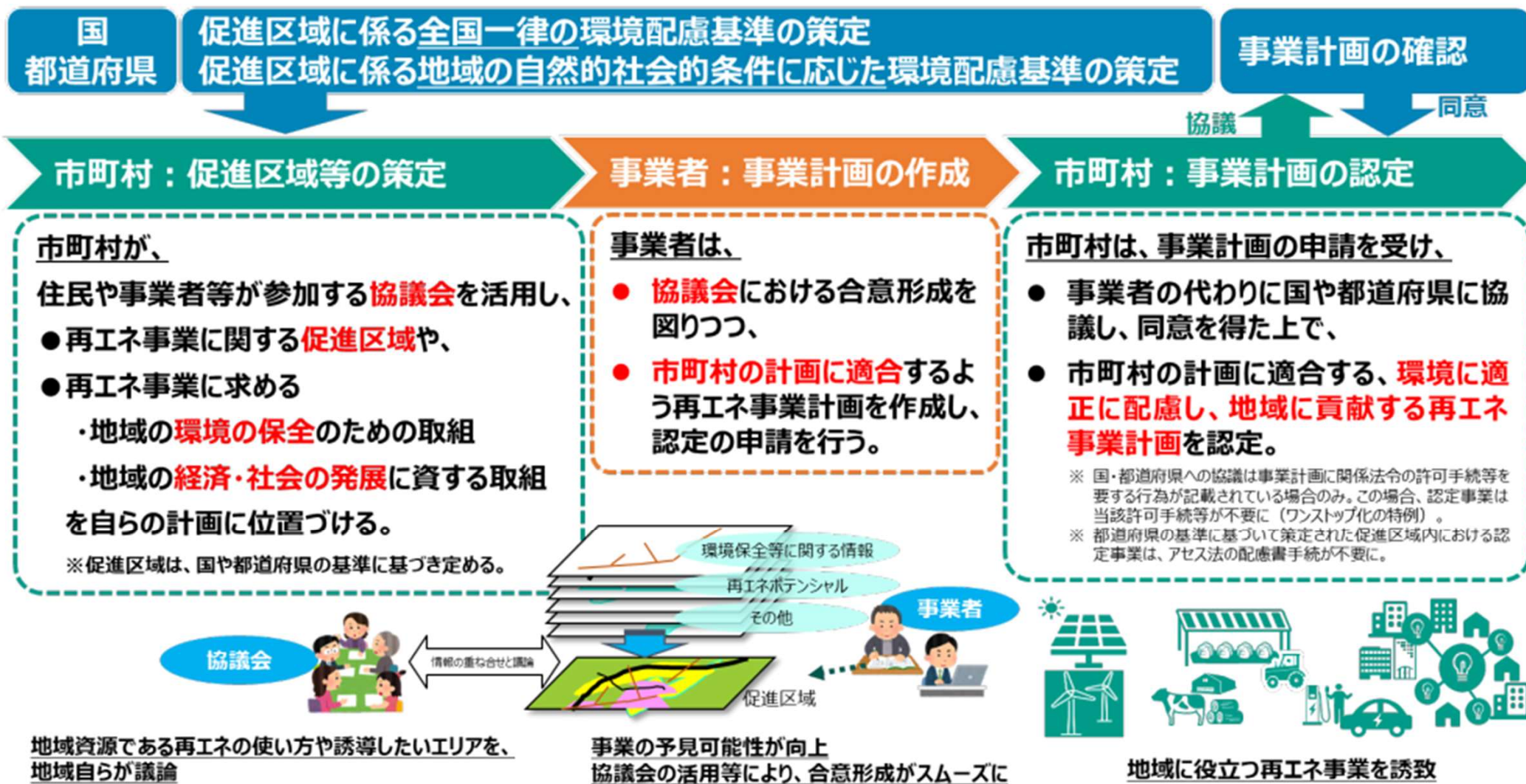
-釧路市・弟子屈町・美幌町・足寄町

- ① トレイルネットワーク×ゼロカーボンパーク観光の推進
- ② 再エネ活用の推進及びRE100対応
- ③ 地域産財の活用とカーボンオフセットの取組
- ④ 地域のおいしい水PRでペットボトルごみ削減
- ⑤ 「Green Destinations TOP100」への登録

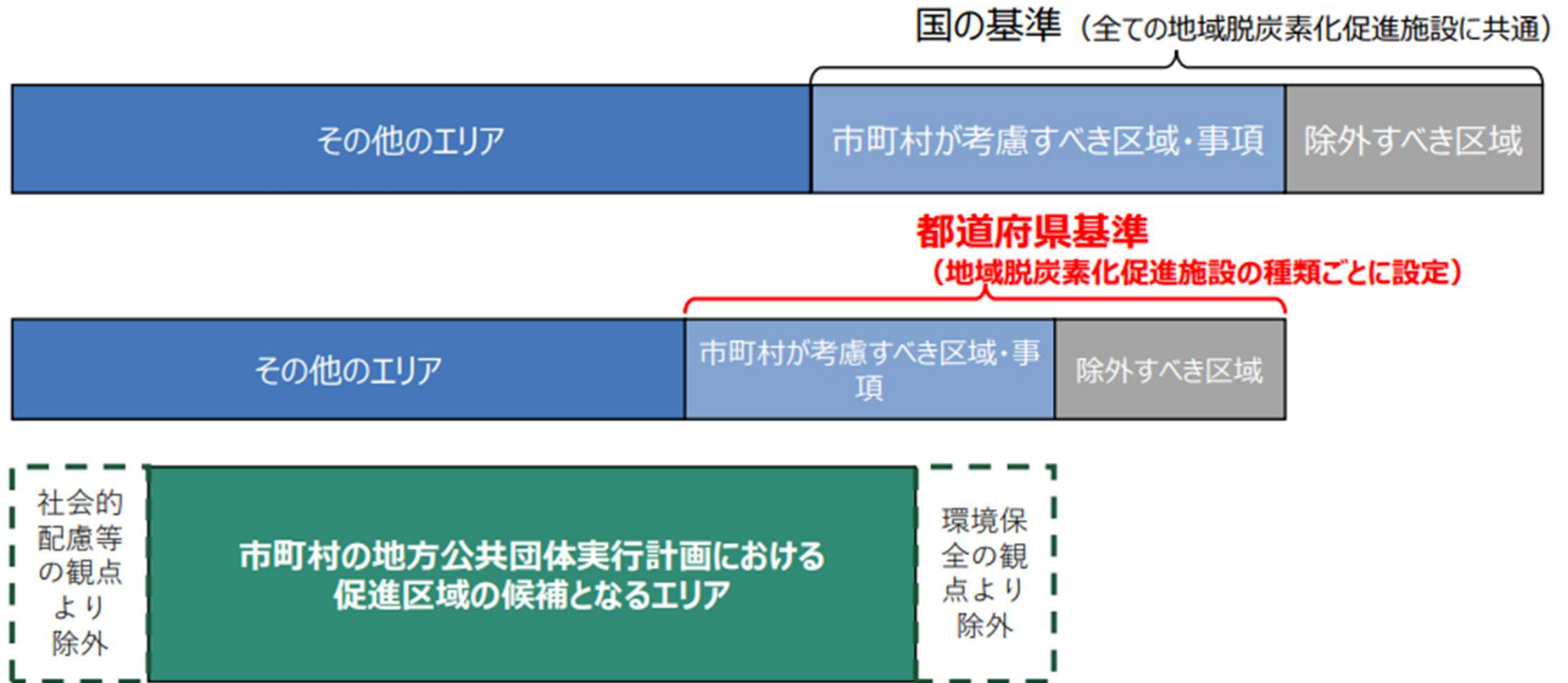
阿寒摩周国立公園(阿寒湖温泉)-釧路市

- ① トレイルネットワーク×ゼロカーボンパーク観光の推進
- ② 温泉熱利用設備の導入による省エネ推進
- ③ 地元のおいしい水PRでペットボトルごみ削減

地域脱炭素化促進事業制度～ゾーニングによる再エネ促進



促進区域の設定



- 再エネ促進のためのゾーニングを制度化したもののだが、同時に「**除外すべき区域**」を公にするもの。
- 促進区域外であっても必要な手続きが整えば再エネ設置は可能 (**禁止する制度ではない**)。

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する 環境配慮基準（2024年11月，北海道）

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨	2
2 基準の位置付け	2
3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類	2
4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等	2
5 基本的な考え方	3
6 基準の見直し	3
7 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順	3

第2章 基準

1 太陽光発電施設に関する基準	5
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	5
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	7
2 風力発電施設に関する基準	14
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	14
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	16
3 中小水力発電施設に関する基準	23
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	23
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	25
4 地熱発電施設に関する基準	33
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	33
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	35

38項目

68項目

5 バイオマス発電施設に関する基準	42
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	42
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	44
6 太陽熱供給施設に関する基準	50
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	50
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	52
7 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設に関する基準	59
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	59
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	61
8 地熱供給施設に関する基準	68
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	68
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	70
9 バイオマス熱供給施設に関する基準	77
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	77
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	79
第3章 留意事項	85

太陽光発電に関する基準～促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

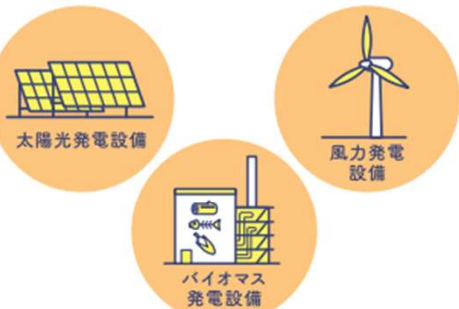
環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林 ^{※2}	森林法
	保安林予定森林 ^{※2}	
地域森林計画対象森林 ^{※2}		
河川区域	河川法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	Important Bird and Biodiversity Areas（以下「IBA」）（市街地 ^{※3} を除く） <small>※2（適用は離島のみ）</small>	公益財団法人日本野鳥の会
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度 10 の区域 ^{※2}	環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 8・9・10 の地域 ^{※2}	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 8・9・10 の地域 ^{※2}	
自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壌汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	
	市街化調整区域^{※4}	
	農用地区域内農地 ^{※5}	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地 ^{※5}	農地法、農地法施行令
海岸保全区域 ^{※2}	海岸法	

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。 ※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。 ※3 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。 ※4 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。 ※5 営農型太陽光発電施設を除く。

宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税(2024年4月)

課税対象となる再エネ発電設備



- ①～④の要件をすべて満たす太陽光・風力・バイオマス発電設備
- ① 宮城県内に発電設備の全部または一部が所在するもの
- ② 宮城県内であって、0.5haを超える森林(国有林、地域森林計画対象民有林)を開発した区域(以下「開発区域」という。)に、発電設備または附属設備の全部または一部が所在するもの
- ③ 開発区域における開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに、再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの
- ④ 自家用または事業の用に供することができる状態にあるもの

※令和6年3月31日までに「稼働済みの設備」や「再エネ発電設備の設置目的での開発行為に着手したもの」等は適用除外となります。

納税義務者

課税対象となる再エネ発電設備の所有者

▶ 地域との共生が図られていると認められる設備は非課税となります **TAX EXEMPT**

非課税となる再エネ発電設備

- ① 国または地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体または土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 家屋(住家、店舗、工場等)の屋根等にパワーコンディショナを除く全てが設置された太陽光発電設備

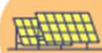
- ④ 地球温暖化対策推進法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に基づき使用されるもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業(以下「準ずる事業」という。)計画に基づき使用されるもの

地域と共生する再エネ発電事業



出典：宮城県パンフレットより抜粋

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html



太陽光発電設備の場合

FIT価格	10円未満	10円以上11円未満	11円以上12円未満	12円以上13円未満	13円以上14円未満	14円以上15円未満	15円以上16円未満	16円以上17円未満
税率 [円/kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500
FIT価格	17円以上18円未満	18円以上21円未満	21円以上24円未満	24円以上27円未満	27円以上29円未満	29円以上32円未満	32円以上36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

※FIT価格が「10円未満」には、FIP、非FIT/FIP(PPA、自家消費など)の発電設備を含む。



風力発電設備の場合

FIT価格	16円未満	16円以上17円未満	17円以上18円未満	18円以上19円未満	19円以上20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

※FIT価格が「16円未満」には、FIP、非FIT/FIP(PPA、自家消費など)の発電設備を含む。



バイオマス発電設備の場合

1,050円/kW(一律)



地域の合意形成等についての基本的な考え方

- (1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- (2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること
- (3) 地域の考え方を尊重すること
- (4) 前提条件を踏まえ議論すること

円滑な合意形成をバックアップ

▶ 補助金制度があります

非課税の認定を目指し、地域の合意形成等を図るために開催する協議会等の設置・運営に要する経費の一部を補助します。※予算の上限に達し次第終了

令和6年度予算の場合		
補助事業者(協議会設置者)	事業者	市町村
補助率	補助対象経費の1/2	10/10
補助限度額	60万円	120万円

- ① 再エネを最大限導入することは必要であること
- ② 再エネ発電設備の導入には「地域との共生」が必要であること
- ③ 地域脱炭素化促進事業等は地域に貢献すべきものであること
- ④ 地域脱炭素化促進事業等は「まちづくり」の一環として取り組まれるべきものであること
- ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
- ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること





青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例(案) 青森県再生可能エネルギー共生税条例(案)

「青森県の自然が都会の電力のために搾取されている」(2023年9月12日、宮下知事)

- 対象: 太陽光2000kW以上(建築物設置を除く)、風力500 kW以上
- 県は再エネに対する自然保護等の考え方をゾーニングによって明示し、「保護地域」(事業不可)、「保全地域」(共生区域への移行と市町村の事業認定が条件)とそれ以外の「調整地域」に区分する。
- 調整地域・保全地域のうち、自然環境・地域と再生可能エネルギーの共生が図られると知事が認めた区域を「共生区域」に指定する。
- 税率(共生区域内は非課税) ※ 既存施設は適用対象外

所在する区域	太陽光発電施設	陸上風力発電施設
調整地域	110円/kW	300円/kW
保全地域	410円/kW	1,990円/kW
保護地域	410円/kW	1,990円/kW



https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/reene_kyousei_yuushikisyakaigi.html

ゾーニングの設定 「保護地域・保全地域」以外の地域は「調整地域」

保護地域

- ・自然公園区域(国立公園/特別保護、1種、2種、3種)
- ・自然公園区域(国定公園/特別保護、1種、2種、3種)
- ・自然公園区域(県立自然公園/1種、2種、3種)
- ・自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ラムサール条約湿地
- ・鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- ・世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- ・世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ・国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- ・県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・保護林
- ・緑の回廊

保全地域

- ・自然公園区域(国立公園/普通)
- ・自然公園区域(国定公園/普通)
- ・自然公園区域(県立自然公園/普通)
- ・県開発規制地域(県指定)
- ・県緑地保全地域(県指定)
- ・鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ・保安林(保安施設地区を含む)
- ・国有林
- ・(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・地域森林計画対象森林
- ・(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ふるさとの森と川と海保全地域

(参考)ガイドラインに記載する配慮すべき区域・事項

【自然環境】

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 植生自然度図(特に自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林

【注目すべき生息地】

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

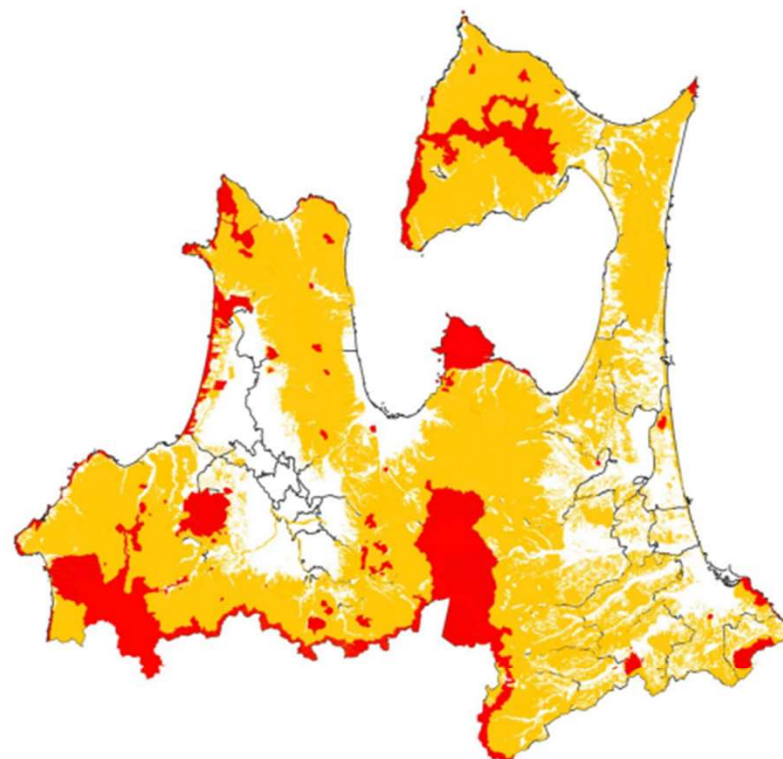
(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 自然景観資源
- 観光資源
- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- 海が見える主要な眺望点

ゾーニングマップ



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

※一部の文化財(史跡、名勝、天然記念物等)等については、GISデータを手に入れないため、マップに表示していない。

出典：青森県サイト



事業用発電パネル条例

- ・ **既存施設も対象**
- ・ 2021年12月に公布されたが、総務大臣の同意が得られず**未施行**

税名・税目	事業用発電パネル税（法定外目的税）
課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の使途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	<u>太陽光発電設備のパネルの総面積</u>
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	<u>1㎡あたり50円</u>
非課税事項等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業 2 発電認定容量が10kw未満の太陽光発電設備による発電事業 3 発電認定容量が50kw未満の太陽光発電設備による発電事業で、その事業区域に砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれも含まないもの 4 太陽光発電事業者が地域住民等に対し、円滑な関係を維持するため、寄附金を支出した場合には、税額の20%を上限として、その寄附金相当額を税額控除する。
徴収方法	普通徴収
課税期間等	5年間 本税施行後5年ごとに、必要がある場合は、条例に検討を加え所要の措置を講ずる。

出典：美作市サイトより抜粋

ワイズユースに向けて

- 再エネは地域に帰属する固有の資源
- 安全・安心・安価なエネルギー供給を誰もが望んでいる
- 地域の未来（自然も景観もエネルギーも）に責任を持てるのは地元だけ
- 政策・経済に「エネルギーガバナンス」の発想を！
- 自然再興の時代の政策の役割, 企業の責任
- 公的ゾーニング ～ 促進区域／促進すべきでない区域の明確化
- 条例、課税等、制度の段階的強化、他地域との連携の可能性
- 住民参加 ～ こうした対話・タウンミーティングの積み重ねを！

ご清聴ありがとうございました

